

フィルタリングを積極的に利用して有害サイトをシャットアウト!!

Q フィルタリングって何?

インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する便利な機能です。しかし、フィルタリングは万能ではありません。そのため、親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解して、インターネットの利用ルールについて一緒に考えていくことが大事です。



Q フィルタリングってどんな方法なの?

フィルタリングには、次の3つの方式があります。

ホワイトリスト方式

子どもにとって安全と思われるサイトのみアクセスでき、それ以外のサイトへはアクセスを制限する方式。

ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもにとって有害な特定カテゴリのサイトへのアクセスを制限する方式。

利用時間制限

子どもが一人で夜中にアクセスできないよう、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止させる方式。



子どもたちを有害情報から守るため、これからは家庭と事業者とでスクラムを!!



1

保護者として、しなければならないこと (第6条、第17条第2項)

- 子どもがインターネット上の有害情報の悪影響を受け無いうように、フィルタリングソフトやサービスなどの活用を検討しましょう。
- 18歳未満の子どものために携帯電話やPHS端末を購入、使用させる場合は、保護者がその旨を事業者申し出る。

子どもが使用するのでフィルタリングを利用します

どなたが使用しますか?

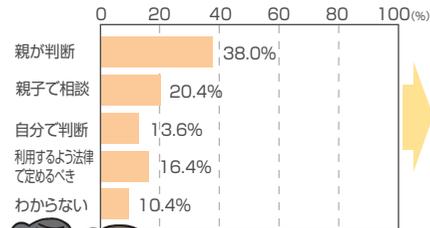


※フィルタリングサービスの経過措置
法の施行前に保護者が、18歳未満の子どもが使う携帯電話・PHSについてフィルタリングサービスを不要との申し出をした場合はフィルタリングはかかりません。

- インターネットの利用に関する判断基準は子どもの成長にもなって変わっていくため、保護者はインターネット上には有害情報が氾濫していることを認識した上で、子どものインターネットの利用のルールを決めて、しっかり見守ることが大切です。



★携帯電話のフィルタリング・サービス利用についての保護者の考え (平成18年4月1日時点)



平成21年4月1日に法律が施行されると保護者の責務になります。



2

インターネット事業者の義務 (第17~19条)

- 18歳未満の子どもが携帯電話・PHSでインターネットを利用する場合は、事業者はフィルタリングを提供する。(保護者の方の申出があれば解除できます。)
- 契約数5万件以上のインターネット接続事業者は、利用者からの問い合わせに応じて、フィルタリングを提供したり、提供・販売するサイトを紹介する。
- インターネット接続ができる機器を製造する事業者は、フィルタリングを利用しやすくして提供する。



フィルタリングサービスの提供や販売



フィルタリングソフトウェアの組み込みなど

3

特定サーバ管理者の努力義務 (第21~23条)

- 自分のウェブサイトや自社サーバーにより有害な情報発信があった場合、子どもが閲覧できないような措置をとる。
- 保護者などからの問い合わせを受け付けるための窓口を整備する。



有害情報の閲覧防止の措置



問い合わせ窓口の整備